

公益財団法人日本陸上競技連盟
専門委員会運営細則

(総則)

第1条 この細則は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）定款第46条の専門委員会の運営に関することを定める。

(専門委員会)

第2条 定款第46条に定める専門委員会は、強化委員会、法制委員会、財務委員会、競技運営委員会、指導者養成委員会、施設用器具委員会、科学委員会、医事委員会、アスリート委員会とし、各専門事項に関する会務を処理する。

- 2 特定の目的に対処するため、理事会の決議を経て、特別委員会を設けることができる。

(委員長及び委員)

第3条 専門委員会の委員長は、理事会の承認に基づき代表理事がこれを委嘱する。

- 2 専門委員会の委員は、委員長の推薦に基づき専務理事がこれを委嘱する。
- 3 専門委員会には委員長のほか、副委員長及び幹事を置くことができる。
- 4 委員長は、評議員会又は理事会に出席して所管事項について発言することができる。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

(委員会)

第5条 専門委員会は、委員長が招集する。

- 2 専門委員会は、委員会の決議を経て、必要な部会等を置くことができる。

(所管事項)

第6条 本連盟の事業遂行のために、専門委員会の所管事項を以下のごとく定める。必要に応じて、専門委員会の連携を図るものとする。

(1) 強化委員会

- 1) 選手強化、育成に関すること
 - ① 強化基本方針の策定に関すること
 - ② 強化計画（競技会派遣、合宿、研修会、諸会議等）の策定及び実施に関すること

- ③ 日本代表選手の選考要項、選考案作成に関する事
- ④ 強化競技者をはじめ、強化競技者の指定に関する事
- ⑤ 競技力向上のための環境整備全般に関する事
- ⑥ 強化のための調査、研究に関する事
- ⑦ 強化費の支給に関する事
- ⑧ 国際競技会派遣の帯同に関する事
- ⑨ その他、選手強化、育成に関する事

(2) 法制委員会

- 1) 理事会・業務執行理事・他の専門委員会の諮問を受けて、以下に掲げる事項その他の本連盟の運営及び事業に関連する法的事項についての意見を具申すること

- ① 本連盟の運営及び事業に関連する法解釈に関する事
- ② 本連盟の内部規則の制定、変更及び運用に関する事
- ③ 登録会員の資格及び競技会への出場資格その他の登録会員の地位に関する事
- ④ 本連盟が締結する契約に関する事

(3) 財務委員会

- 1) 財務に関する事

- ① 収入及び支出の状況並びに財政状態に関する事
- ② 予算の編成、金銭・資金・資産の管理及び決算に関する事務執行についての指導・助言
- ③ 会計の内部監査に関する事
- ④ その他、財務に関する事

(4) 競技運営委員会

- 1) 競技会の運営、記録の管理、審判員の資質の向上のための方策の策定及び競技規則の研究等に関する事

- ① ワールドアスレティックスの「競技規則」に基づく本連盟競技規則の編集、作成、発行、適用に関する事
- ② ワールドアスレティックスの「競技会における広告および展示物に関する規程」に基づく本連盟「競技会における広告および展示物に関する規程」の編集、作成、発行、適用に関する事
- ③ 公認審判員の昇格審査、委嘱及び資質向上に関する事
- ④ 主要競技会への審判員の派遣に関する事
- ⑤ 公認競技会で用いられる特別承認品としての施設・用器具の開発と承認に関する事
- ⑥ 競技会の公認に関する事
- ⑦ 競技会の運営等に関する事
- ⑧ 記録に関する事

⑨ その他、競技運営に関する事

(5) 指導者養成委員会

1) 指導者養成のための講習・研修会の開催、調査研究、広報活動等に関する事

① 指導者養成システムおよび指導者の資格制度に関する事

② 資格保有指導者の専権事項に関する事

③ 指導者の養成に関する事業の企画に関する事

④ 指導者のための情報提供等の啓発活動に関する事

⑤ 指導者の研修・養成のための調査・研究に関する事

⑥ 指導者のための研究紀要、教本の編集、作成に関する事

⑦ その他、指導者の養成に関する事

2) 陸上競技の普及のための講習・研修会の開催、調査研究、広報活動等に関する事

① 小学生、ジュニア競技者を対象とした陸上競技への導入、動機づけの方策に関する事

② ジュニア競技者の育成に関する調査・研究に関する事

③ 陸上競技愛好者および国民に対する陸上競技およびスポーツの普及・振興に関する事

④ 地域クラブ育成の全国展開の方策に関する事

⑤ 陸上競技の普及のための調査・研究に関する事

⑥ その他、陸上競技の普及に関する事

(6) 施設用器具委員会

1) 競技場、長距離競走路、競歩路及び用器具（以下「競技場等」という。）の公認に関する事

① 競技場等に関する規程及び細則等の編集、作成、発行に関する事

② 競技場等の計画、整備、維持の指導に関する事

③ 競技場等の公認申請等に基づく検定員、技術役員、自転車計測員（以下「検定員等」という。）の派遣、公認検定、審査及び認定に関する事

④ 検定員等の指導及び養成に関する事

⑤ 競技場等の研究に関する事

⑥ その他、競技場等の公認に関する事。

(7) 科学委員会

1) 陸上競技に係わる総合的な科学的研究及び科学的支援に関する事

① 競技の普及、選手の育成・強化に関わる科学的な調査研究に関する事

② 選手育成・強化に関わる科学的支援に関する事

③ 競技の普及、選手の強化・育成に関わる科学的知見の提供と普及に関する事

④ その他、陸上競技の科学及び科学的支援に関する事

(8) 医事委員会

- 1) 普及・選手強化に係わる総合的な医事サポート及びアンチ・ドーピング活動に関すること
 - ① 競技会における医事業務に関すること
 - ② スポーツ障害の予防と治療に関すること
 - ③ 競技者に対する医事、栄養、心理サポートに関すること
 - ④ アンチ・ドーピング活動に関すること
 - ⑤ 国際競技会へのチームドクターの派遣に関すること
 - ⑥ その他、医事サポートに関すること
- 2) トレーナー活動に関すること
 - ① トレーナーの管理に関すること
 - ② トレーナーの育成、研修に関すること
 - ③ トレーナーの競技会等への派遣に関すること
 - ④ その他、トレーナー活動に関すること
- 3) スポーツ栄養に関すること
 - ① スポーツ栄養に関して、共通の言葉で話し合えるようになること
 - ② 様々な陸上競技のシーンに合わせたスポーツ栄養について情報を交換すること
 - ③ 地域とクラブチームでのスポーツ栄養に関する情報を交換すること
 - ④ ジュニアからシニアにかけて栄養管理について連携し、橋渡しをすること
 - ⑤ スポーツ栄養に関する教育、啓発、コミュニケーションを広く行うこと
 - ⑥ 地域におけるスポーツ栄養体制を充実させること
 - ⑦ スポーツ栄養とスポーツ医学の融合を推進させること

(9) アスリート委員会

- 1) アスリートの視点からみた以下に掲げる事項その他の、選手強化・育成及び陸上競技の普及・発展に関すること
 - ① 陸上競技及び選手強化におけるサポート環境の整備・改善に関すること
 - ② アンチ・ドーピングの教育・啓発に関すること
 - ③ 陸上競技の社会的役割や価値の向上、普及・発展に寄与すること
- 2) アスリートの社会貢献・交流・地位向上に関すること
- 3) 日本オリンピック委員会、ワールドアスレティックス等のアスリート委員会との協力・連携に関すること
- 4) アスリートのセカンドキャリアの支援に関すること
- 5) その他アスリートに関すること

(改定)

第7条 この細則の改定は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この細則は、2017年9月28日から施行する。
2. この細則は、2019年3月14日から施行する。
3. この細則は、2019年12月16日から施行する。
4. この細則は、2021年6月21日から施行する。
5. この細則は、2023年4月1日から施行する。